

高島市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月16日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 青 谷 章

1. 監査の期間

令和2年7月21日から令和2年12月11日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和2年9月28日	商工観光部	観光振興課	市役所本館1階 会議室2
		商工振興課	
	環境部	環境センター	
		環境政策課、環境センター建設課、 斎場、MICSセンター	
会計課			
令和2年9月29日	市民生活部	市民課、人権施策課	市役所新館3階 会議室12
		保険年金課	
		市民協働課	
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、 安曇川支所、高島支所、新旭振興室	
令和2年10月26日	議会事務局		市役所本館1階 会議室2
	総務部	行財政改革課	
		財政課	
		財産管理課	
納税課			

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和2年10月27日	総務部	税務課	市役所本館1階 会議室2
		契約検査課	
		人事課	
		総務課 選挙管理委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局	
		臨時生活支援対策室	
令和2年10月28日	政策部	企画広報課	
		総合戦略課	
		情報政策課	
		秘書課	
		防災課・原子力防災対策室	

### 3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和2年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行について監査を実施した。

### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金の適正な執行について
- (2) 随意契約、変更契約の理由について

### 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
  - 4-1 請負工事契約状況調
  - 4-2 委託業務契約状況調
  - 4-3 物品購入等契約状況調
  - 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
  - 4-5 指定管理施設に関する調

- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 公共施設の管理状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

### 【共通事項】

〈契約事務を行う関係機関〉

#### ○工事請負契約等の変更契約について

平成29年度の定期監査以降、変更契約の理由について事前調査の徹底を図るように意見したが、今回の定期監査においても当初設計に含めることが可能であると思われる内容が今だに見受けられた。

工事請負契約等の変更契約は、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものと考えられることから、事前調査の確認を強化されたい。また、やむを得ず変更契約を行う場合には、市民に理解が得られるような変更契約理由を記述するよう努められたい。

#### ○シルバー人材センターへの業務委託について

シルバー人材センターへの業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、高年齢者等の雇用の安定の観点から随意契約が認められているが、市内において役務の提供を行う業者への委託と区分する必要がある。そのため、業務の難易度等がシルバー人材センターへの委託に適していることを前提とした随意契約が行われるべきものであるが、随意契約

理由書にはその旨の記載が確認できなかった。

シルバー人材センターとの随意契約にあつては、根拠法令とともに業務内容がシルバー人材センターへの委託に適している事由を明確にし、適正な契約事務となるよう改められたい。

#### 〈団体等へ補助金支出のある関係機関〉

##### ○各団体等の補助金実績報告書等の審査について

昨年度の定期監査において、団体等から提出される実績報告書等の証拠書類の確認体制を強化するよう意見をしたが、今年度も領収書に宛名や購入内容の記載がない不適切な添付書類が確認された。

実績報告書類に添付する領収書の確認は補助対象経費であるかを判断するには不可欠であるため、所管課による証拠書類の確認体制を強化し、適正な補助金交付事務となるよう努められたい。

#### 〈指定管理施設のある関係機関、行財政改革課〉

##### ○指定管理者が行う管理運営業務に対する評価について

高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第8条の規定では、指定管理者から毎年度終了後60日以内に提出される事業報告書により、指定管理所管課が前年度の指定管理施設の管理運営状況の評価を行うこととなっている。また、行財政改革課が示す指定管理制度の運用スケジュールでは、各指定管理所管課が6月末までに管理運営状況の評価を行い、行財政改革課が7月末までに管理運営状況評価結果の取りまとめを行うこととなっているが、9月末現在の提出状況を確認したところ4施設にとどまり、取りまとめも行われていなかった。

こうした前年度評価の遅れは、指定管理者が提供するサービス等の改善の遅れにつながることから、各指定管理施設所管課は早期に前年度の管理運営状況の評価を報告し、行財政改革課は運用スケジュールの適性な管理を行い、指定管理者が提供するサービスの向上に向けて取り組まれたい。

#### 【個別事項】

##### 〈観光振興課、商工振興課、総務課〉

##### ○各団体への補助金交付要綱について

高島市地域産業創造事業補助金交付要綱および高島安全運転管理者協会補助金交付要綱では、具体的な補助対象経費の範囲が明示されていなかった。

これらのことは過去の定期監査においても、団体の運営補助に対する補助対象経費などを明確に定めるよう、各課共通事項として指摘をしていることから、

早急に要綱の改正を行い、適正な補助金交付事務となるよう改善を図られたい。

#### 〈人権施策課〉

##### ○働く女性の家（指定管理施設）運営委員会に関する条例等の改正について

働く女性を支援する施設（働く女性の家）の設置および管理に関する条例第11条では、働く女性の家に関する重要な事項ならびに管理運営について審議するため、働く女性の家運営委員会を置くことと規定されているが、指定管理制度導入を起因として運営委員会の設置がなされていない。

このことは、昨年度の定期監査において運営委員会の設置について現状と条例や規則の整合性を図るよう口頭により指導をしていることから、早急に必要な改正を行い現状と条例等の整合を図られたい。

#### 〈人事課〉

##### ○勤務時間中の喫煙について

職員の勤務中における喫煙状況の把握と職場の喫煙のあり方について、昨年度の定期監査において検討するよう意見をしたが、担当課は各所属長のマネジメントの範囲として、喫煙状況の把握は実施されていなかった。職員の保健衛生および安全衛生を担当する所管課として、職員の健康管理を推進することは必要な業務であることから、多面的な人事管理を行ううえで喫煙状況の把握と、職場における喫煙のあり方などを検討し、より良い職場環境の構築に向け、積極的に取り組まれたい。

##### ○長時間労働の防止について

国では行財政改革担当相が全省庁の職員の在庁時間の調査を行い、長時間労働の実態把握に乗り出す旨の報道がなされている。市では現在、一般職の時間外勤務手当の縮減に向け所属長のマネージメントを求めているが、今後は管理職を含む全職員の在庁時間の把握による長時間労働防止のマネージメントが求められると考えられることから、職員の在庁時間の把握を行い、健康管理に向けて取り組まれたい。

#### 〈総務課〉

##### ○喫煙専用室の整備改修と利用者ルールの周知について

本庁敷地内に設置されている喫煙専用室は、健康増進法の中で規定する第二種施設の喫煙専用室として位置付けられ設置されているが、正確な測定は行われていないものの利用状況に対応した十分な換気機能が整った施設とは言い難い状況にある。

このことから、早急に利用および換気状況についての現状を把握し、国の定める技術基準を満たした喫煙専用室となるよう必要な設備改修を進められたい。また、喫煙専用室の室外での喫煙が確認されることから、喫煙専用室における利用ルールや喫煙マナーの周知徹底を図られたい。

以上